

シルバー保険について

仕事の発注者と会員の間、センターと会員の間には、雇用関係はありませんので、万一事故が起ころうとも労働者災害補償保険法の適用は受けません。

しかし、皆さんに安心して働いていただくために、センターは「シルバー保険」に加入しています。

センターでは、下記の保険に加入しています。

1. 団体傷害保険（保険料の2分の1相当額は会員負担(会費を充当)）

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から④に掲げる偶発的な事故によって身体に傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間
ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故について第三者の証明を得ることができないので、除外されます。
- ② センターが実施する講習会に出席している間
- ③ センターの定時総会、臨時総会に出席している間
理事会等役員会は、対象となりません。
- ④ ①から③までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

(1) 保険金の種類及び給付対象

| 保険金の種類 | 保険金 | 保険給付対象 |
|---------------|----------|--|
| ① 死亡又は後遺障害保険金 | 700万円まで | 事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡又は後遺障害が生じた場合。 |
| ② 入院保険金 | 3,000円/日 | 事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示にもとづき入院した場合。 ただし、180日を限度とします。 |
| ③ 通院保険金 | 2,000円/日 | 事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示にもとづき通院した場合。 ただし、90日を限度とします。 |

(注) 接骨院等は、保険の対象とならない場合があります。

(2) 保険金を支払えない主な場合

- 次のような原因により生じたケガに対しては、保険金を支払うことが出来ません。
 - ① 無免許運転中又は酒酔運転中の事故
 - ② 被保険者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - ③ 地震・噴火・津波
- 次のようなケガに対しては、保険金を支払うことが出来ません。
 - ① 自覚症状しかないムチ打症や頸椎捻挫などの頸部症候群
 - ② 自覚症状しかない腰痛

万一事故が起き、ケガ等をした場合には、すみやかにセンターまで連絡してください。

大府市シルバー人材センター TEL48-1806 FAX48-7811

2.賠償責任保険

シルバー人材センターから提供された仕事の遂行中に会員が、他人を負傷させたり、他人の財物を損壊するなど、誤って第三者に損害を与えた賠償事故を担保する保険です。

例えば、次のような場合に支払われます。

- ① 刈払機で作業中、飛び石で隣接する民家の窓ガラスや駐車中の車両の窓ガラスを破損したとき
- ② 清掃作業中、誤って物を損壊したとき
- ③ 塗装作業中、ペンキを通行人にかけてしまったとき

(1) 補償内容及支払限度額

| 補 償 内 容 | | | 支 払 限 度 額 |
|---------------------------|--------|-------|-----------|
| ① 施設・業務遂行事故 生産物・仕事結果事故 | 対人賠償 | 1名 | 1億円 |
| | | 1事故 | 1億円 |
| | | 保険期間中 | 1億円 |
| | 財物損壊賠償 | 1事故 | 1億円 |
| | | 保険期間中 | 1億円 |
| ② 受託物・管理財物事故 | | 1事故 | 1,000万円 |
| | | 保険期間中 | 1,000万円 |
| うち貨幣・紙幣の 盗難 | | 1事故 | 10万円 |
| | | 保険期間中 | 10万円 |

(注) 保険適用・非適用については、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の約款に記載のとおりとなります。

(2) 保険金を支払えない主な場合

次のような場合には、保険金を支払うことが出来ません。

● 共通

- ① 保険契約者・被保険者(会員)が故意に起こした事故
- ② 戦争、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- ④ 被保険者(会員)同士の事故で発生した賠償責任
- ⑤ 被保険者(会員)の同居の親族に対する賠償責任

● 仕事の結果に起因して負担する賠償責任

- ① 自動車事故
- ② 仕事の瑕疵に起因する仕事の目的物の損壊
- ③ 故意又は重大な過失により法令に違反して行った仕事の結果に起因する賠償責任

● 受託物を損壊させた場合の賠償責任

- ① 自然の消耗又は性質によるかび、変色、さび等、及びねずみ喰いによる損壊
- ② 網戸、襖、障子の張り替え作業中の預かり品破損

万一事故が起きた場合には、すみやかにセンターまで連絡してください。

大府市シルバー人材センター TEL48-1806 FAX48-7811